

戸塚区連合町内会自治会連絡会10月定例会 議 題 説 明 書

戸塚区区政推進課

議題名：地域向け「特別市」制度に関する説明会の開催について

【内容】

特別市に関する理解促進及び実現に向けた機運醸成のため、自治会町内会の皆様を対象に、地域説明会を実施いたします。

【開催概要】※詳細は依頼文参照

日 時：令和6年12月12日(木) 15時00分～16時30分

会 場：戸塚区総合庁舎3階 多目的スペース大

申込方法：電子申請システム、Eメール又はFAX

申込期限：令和6年11月18日(月)

【例年あげている議題か？】

特別市については、令和5年9月に1回目の地域説明会を実施しています。
また、令和6年9月の区連会において、シンポジウムの開催及び各区での地域説明会の開催について情報提供しています。

【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】

【各単会の会長に何を依頼したいのか？】(具体的に記入してください。)

参加者募集について、自治会町内会の皆様にお知らせください。
各地区連合町内会において、5名の出席をお願いいたします。
各地区連合町内会ごとに参加者を取りまとめいただき、11月18日(月)までにお申し込みください。

【その他、注意することなど】

特別市の必要性を市長自らが説明しますので、ぜひ御参加ください。

問合せ先

担当部署 区政推進課

担当者名 御船、石川

TEL 866-8327 FAX 862-3054

令和6年10月18日

地区連合町内会長 各位
自治会町内会長 各位

政策経営局大都市制度推進本部室長
戸 塚 区 長

地域向け「特別市」制度に関する説明会の開催について（御案内）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、特別市の実現に向け取り組んでいます。特別市が実現されると、横浜市が地方事務のすべてを担い、効率的な行政運営をすることにより、行政サービスの向上やニーズに沿ったきめ細かいサービスを提供することができるようになります。

特別市の実現により、「市民の暮らしがどのように良くなるのか」といった観点から、昨年9月に区民の皆様を対象とした説明会を開催いたしました。より多くの皆様にお伝えさせていただきたく、今年度も下記のとおり開催いたします。特に、前回御参加いただけなかった皆様の御参加をお待ちしております。

つきましては、各自治会町内会の皆様へ周知いただき、各地区連合町内会にて参加者の取りまとめを賜りたく、御協力をお願いいたします。

1 開催概要

- (1) 日時：12月12日(木) 15時00分～16時30分（14時30分開場）
- (2) 場所：戸塚区総合庁舎3階 多目的スペース大
- (3) 内容：山中竹春 横浜市長による「特別市」の講演など
- (4) 対象：自治会町内会等の各種団体で地域活動をされている皆様
（役員・各種委嘱委員等）

※各地区連合町内会において、5名の出席をお願いいたします。

※連合に未加入の自治会町内会におかれましては、個別に任意でお申し込みください。

2 依頼事項

各地区連合町内会で参加者を取りまとめいただき、11月18日（月）までにお申し込みをお願いいたします

3 申込方法（次のいずれかの御都合の良い方法でお申し込みください。）

電子申請システム（右下の二次元コード）又は申込書（別紙）にてお申し込みください。

4 申込書提出先（申込書により回答する場合）

戸塚区区政推進課企画調整係

（FAX：045-862-3054、メール：to-kikaku@city.yokohama.lg.jp）

5 参考資料

横浜市が目指す「特別市」



電子申請システム
二次元コード

問合せ先	
【特別市に関すること】 政策経営局制度企画課 山口・鈴木 電話 671-2952	【説明会の申込みに関すること】 戸塚区区政推進課 御船、石川 電話 866-8327

連合町内会用 特別市説明会 申込用紙

日 時：令和6年12月12日(木) 15時から16時30分まで(14時30分開場)

場 所：戸塚区総合庁舎3階 多目的スペース大

提出先：戸塚区区政推進課企画調整係

F A X：045-862-3054

メール：to-kikaku@city.yokohama.lg.jp



戸塚区のマスコット
「ウナシー」

～記入欄～

1 連合町内会名：

2 担当者・電話番号：

3 参加者一覧

※ ①氏名、②自治会町内会名、③自治会町内会における役職を御記入ください。

※ 各地区連合町内会から5名の出席をお願いします。

(例)	(氏名) 戸塚 太郎 (会名) 戸塚町内会 (役職) 会長	1	① (氏名) ② (会名) ③ (役職)
2	① (氏名) ② (会名) ③ (役職)	3	① (氏名) ② (会名) ③ (役職)
4	① (氏名) ② (会名) ③ (役職)	5	① (氏名) ② (会名) ③ (役職)

※申込にあたっていただいた情報は、特別市説明会の申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

4 特別市について、質問の御記入をお願いします。

※ 説明会当日は、時間の都合上、全ての質問にお答えすることができない場合がございます。上記欄に御記入いただいた質問や出席された方が説明会当日のアンケートに御記入いただいた質問につきましては、後日、回答させていただきます。

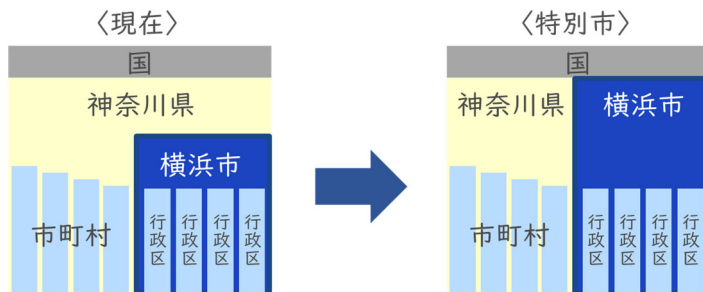
横浜市が目指す「特別市」

■特別市ってなに？

政令市である横浜市は、370万人を超える人口と、14.5兆円もの経済規模を持つ、四国4県とほぼ同じ規模の大都市ですが、神奈川県下の市町村の一つです。現在、保育所・幼稚園といった、こどもにかかわる施策などについて、県と市が分担あるいは重複して、それぞれの仕事を行っています。

市民に身近な横浜市が地方自治体の仕事を一括して担うことができるようになると、地域の声が届きやすく、素早い対応もでき、より市民サービスの向上や地域経済の一層の活性化が期待できます。そのための**新たな地方自治の仕組みが「特別市」**です。

<特別市のイメージ>

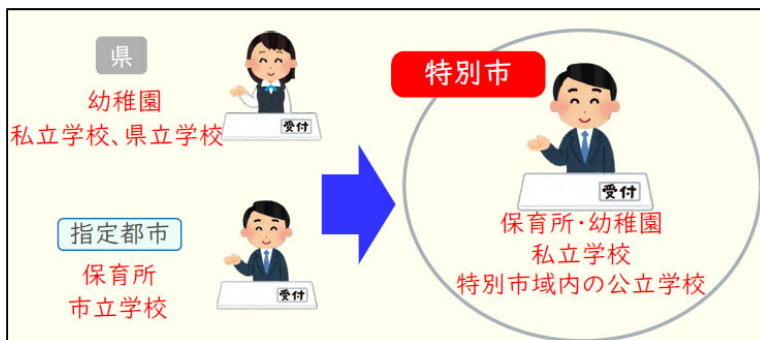


特別市になると横浜市内における県の仕事は、**全て横浜市が行うこと（業務の一本化）**になります

市と県で分かれている業務の一本化により

- ✓ 市民の皆さまの**利便性が向上**
- ✓ 市民の皆さまのニーズに沿った**きめ細かい行政サービスを提供**
- ✓ **効率的で迅速な行政運営を実現**

(具体的な例)



保育所・幼稚園など
子育て・教育に関する
様々な政策を一元的に展開

■特別市を実現するには？

現在、横浜市は他の政令市と協力して、「特別市」の仕組みをつくることを国に提案しています。

そのため、市民の皆さまに特別市を知っていただき、その必要性を理解していただくことが不可欠です。多くの市民の皆さまに、特別市の内容や意義が伝わるよう広報・周知を進めていきます。